

IT 総合戦略本部

世界最先端 IT 国家創造宣言パブリックコメント担当御中

世界最先端 IT 国家創造宣言に対する意見

一般社団法人 新経済連盟

1 はじめに

現行の世界最先端 IT 国家創造宣言に記載されているとおり IT はあらゆる領域に活用される万能ツールとしてイノベーションを誘発する力を有しているものであり、日本の成長戦略の鍵を握る存在である。

OECD 諸国 34 カ国の中で労働生産性が 22 位にとどまる日本において、労働生産性の向上は急務である。労働生産性は中小企業において特に低くとどまるが、中小企業における IT 活用はまだまだ停滞している。世界最先端の IT インフラが提供されていても、このように利活用が進まない状況では実効性に欠けることとなる。

また、新経済連盟は5月14日の政策提案「JAPAN AHEAD」により IT 利活用の更なる推進を提案している。

以上を踏まえ、以下のとおり施策を推進し、世界最先端 IT 国家創造宣言に盛り込むことを提案する。

2 IT 総合戦略本部の司令塔機能

(世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて (P2) 関連)

省庁等の縦割りを排し、IT 施策を横串で通し総合的により推進すべきことをあらためて明確化すべきである。

(理由)

IT 総合戦略本部や政府 CIO の施策推進司令塔機能については一定の評価ができるものの、対面原則・書面交付原則の撤廃を含めた IT 利活用新法の制定、シェアリングエコノミーに対応する法環境の整備など省庁横断的な対応が必要な課題が山積しているため、強力なリーダーシップが必要である。

3 トラストフレームワークを含む認証基盤の整備 (P6)

(革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現)について(P6) 関連)

幅広い年齢層や外国人の方を含めた多くの人々が様々なサービスを簡易に利用できるトラストフレームワークを含む認証基盤の整備を官民連携して実施していくべきである。

(理由)

人々が様々なインターネットサービスを簡易に、かつ、安全に利用するためにはトラ

ストフレームワークを含む認証基盤の整備が必要であるため。

4 シェアリングエコノミーの推進

(「ビッグデータ利活用による新事業・新サービスの促進」(P8) 関連)

我が国においてもシェアリングエコノミーを推進するため、シェアリングエコノミーの障害となり得る法令の洗い出しと対応を検討し、強力なリーダーシップによる法環境整備のための検討体制を政府部内に早急に立ち上げるべきである。

(理由)

ソーシャルメディアの発達により、個人の遊休資産などの交換・共有により成り立つ経済(シェアリングエコノミー)が、昨今、欧米を中心に急速に発達し、所有型経済から共有型経済に移行しつつある。ついては、我が国においてもシェアリングエコノミー推進のための基盤を整備する必要があるため。

5 パーソナルデータの利活用

(「ビッグデータ利活用による新事業・新サービスの促進」(P8) 関連)

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し、改正個人情報保護法の政令・委員会規則の制定に当たっては、事業実態に即したものとすべきであり、個人情報保護委員会及びその事務局の構成の半分以上は民間事業者から構成すべきである。

(理由)

パーソナルデータの利活用は我が国の産業競争力強化の最も重要なファクターの一つであるところ、インターネットというグローバルネットワークにより、ビジネスは国境をまたぐことから、我が国の事業者のみが規制強化となり競争力がそがれる事態になることは避けるべきであり、事業実態に即した内容にする必要があるため。

6 スタートアップ企業の資金調達手段の拡充

(「起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等」について(P10) 関連)

スタートアップ企業の資金調達手段の拡充施策を推進すべきである。

(理由)

“Fin Tech”(Finance & Technologies) と称されるスタートアップ企業の勃興がグローバルで目覚ましいが、日本発のものはないのが現状である。技術立国であるわが国においては金融マーケットへの資金呼び込みだけでなく、スタートアップ企業を対象とした新たな資金呼び込み策が必要である。特にクラウドファンディングはITを活用した新しい資金調達手法と注目されているが、我が国では貸金業法の規制等により本来の姿での資金調達ができない状況にあるため。

7 超観光立国

(東京オリンピック・パラリンピック等の機会を捉えた最先端の IT 利活用による「おもてなし」の発信 (P12) 関連)

海洋国である日本を超観光立国にするために、空港・航空政策の抜本的な再検討(横田基地民間共用、LCC導入支援、飛行ルート変更による発着枠の拡大等)、CMO(チーフ・マーケティング・オフィサー)の設置と民間人からの起用、移動手段・宿泊手段確保のためのシェアリングエコノミーを促す法環境の整備、などの施策を実施すべきである。

(理由)

日本には、豊かな自然・独自の文化が残っており、高いホスピタリティを有するなど、世界の中でも観光大国となるポテンシャルを有している。オリンピック・パラリンピック等の機会を活用し、訪日リピーターを増加させ日本を外国人が来たいと思う国にし、真の観光立国(超観光立国)を実現することにより、経済成長を図っていく必要があるため。

8 マイナンバー、行政手続きの電子化等

(公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (P19~P23) 関連)

① マイナンバー

国民の利便性の向上に焦点を絞り、広報活動を強化する必要がある。申請手続きを簡便にするなどの取組やマイナポータル等を活用したプッシュ型の告知を実施すべきである。また、スマホなどのデバイスが普及している現在では、ICカードのかわりとなるように、少なくともスマホからの利用を前提とした仕組みを早急に構築すべきである。

(理由)

マイナンバーについて、個人番号カードの普及のための啓発活動を着実に実施し、普及しなかった住基カードの轍を踏まないようにする必要がある。また、行政手続きは申請ベースが基本になっているため、各地方自治体などが独自に打ち出している福祉制度などが十分に利用されていない現状があるため。

② 法人の電子証明書の取得手続きの簡易化と無料化

法人の電子証明書の取得手続きを簡素化しオンラインでダウンロードできるようにし、かつ、無料化することを検討すべきである。

(理由)

法人の場合、電子申請に必要な電子証明書の取得手続きが煩雑で有料となっている上、発行までに時間的コストもかかる。また、本社移転等の度、電子証明書を更新する必要がある。この電子証明書の取得手続きを簡素化し、オンラインでダウンロードできるようにし、無料化することが電子証明書の普及を図る上で必要不可欠である。なお、あわ

せて引き続き行政手続きの API を進めることで、web ブラウザやモバイルデバイス上から電子申請を行うツールの開発を民間が競って行えるような環境を担保することが効果的と考えられる。

③ あらゆる行政手続きの電子化

会社設立登記手続きなど、あらゆる行政手続きを電子化する。特に起業の手続きを電子的かつ簡易なものとし、あらゆる OS やデバイスに対応して申請を可能とするべきである。また、電子帳簿保存制度については、スマホでのスキャン可能化など、より利用されやすい制度にしていくべきである。

(理由)

会社設立登記においては、定款の認証や登記における添付資料などはまだ電子化が達成されていない。また、自治体も含め多数の役所への届け出が求められており、大きく効率化できる余地がある。行政手続きにより紙や印鑑による手続きが存在することが中小企業におけるクラウドサービス利用やインターネット活用の進捗に遅れが生じる理由の一つであると考えられる。こうしたことから、あらゆる行政手続きを電子化することによりイノベーションの促進や生産性の向上が期待できるため。

また、国税関連帳簿書類の電子保存条件の緩和は進んでいるものの、より企業や国民にとって利用メリットが高い精度とする必要があるため。

④ 印鑑社会からの脱却

上記①～③と関連するが、電子的な連絡手段や認証手段をすべてにおいて公式な連絡手段とし、個人や法人の認証において印鑑が求められる手続きはすべて電子的な認証によって代替可能とすべきである。また、行政との連絡も電子的な連絡を通常とすべきである。さらに、可能であれば印鑑は廃止することも検討すべきである。

(理由)

印鑑社会から脱却し、より利便性の高い電子的な認証手段を普及させる必要があるため。

9 人材育成等

(人材育成・教育 (P24) 関連)

① プログラム教育の推進

プログラミング教育を 21 世紀型素養として小学校から実施すること、プログラミングを活用して起業するスター人材の育成(海外への留学強化など)、高校の科目「情報」で大学受験できるようにすることなど、プログラミング教育を充実させるための具体的な施策を推進すべきである。

(参考) 本年4月15日に、「プログラミング教育の充実に向けて」と題する提言を出し

ている。

http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=358

(理由)

世界では、イノベーションを起こす人材育成のため、STEM教育(※)やプログラミング教育の導入の流れが起きており、日本もその流れに取り残されないようにする必要があるのである。

※サイエンス(science)、テクノロジー(technology)、エンジニアリング(engineering)、数学(math)に重点を置いた教育

② 海外から優秀な人材を集める環境整備

外国人の在留資格取得の容易化、海外から招致する起業家・技術者に対する所得税・住民税の大胆な優遇をすべきである。当該者が経営する企業への法人税の優遇(欠損長期繰越など)、外国人生活支援のためのトータルサービス実施などを推進すべきである。

(理由)

海外の優秀な人材を取り込むことによりイノベーションの促進につながると考えられるため。

10 キャッシュレス決済の促進

(ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備(P24) 関連)

公的サービスに係るキャッシュレス決済の義務付けを含めた促進策を検討するべきである。

(理由)

我が国では中小企業におけるオンラインバンキングの利用率は低くとどまり、決済の電子化も進んでいないところ、電子的な決済を行うことは、直接的に生産性を高めるだけでなく、帳簿の記録を自動化できるなどのメリットがあり、積極的に進めていくべきであると考えられるため。また、キャッシュレス決済の促進により公平な徴税が可能となるため。

11 通信分野における公正な競争環境の実現

(世界最高水準のITインフラ環境の確保(P26) 関係)

MVNOの拡大による通信分野での公正な競争の促進(携帯キャリアの設備の一層のアンバンドル化等)を実現すべきである。

(理由)

社会インフラである通信網・インターネットをどこの国よりも圧倒的に安く圧倒的に早く使える環境を整備することにより、データ流通量の極大化を図り、国際競争力の強化を目指す必要があるところ、モバイルの分野においては、MVNOのシェアも欧米と比

べて小さく、引き続き必要な競争政策を講じる必要があるため。

1.2 サイバーセキュリティ立国の実現

(サイバーセキュリティ (P26) 関連)

セキュリティ・インフラの整備やサイバー警察の技術レベル向上に留まらず、政府による不正 IP リストの管理等、ソフト面での施策も推進すべきである。

(理由)

今後の情報通信技術の利活用動向を見据えた対策や人材育成など、より具体的な施策を推進することを通じて、世界をリードし、強靱で活力あるサイバー空間を構築する必要があるため。

1.3 KPI

(目標・進捗管理における評価指標 (P28))

KPI は単一年度での設定ではなくテーマにあわせて複数年での設定がなされるべきである。また、IT 人材増加の KPI が研修実施人数となっている等、定量的な KPI が実態を伴っていない場合がある。実態の伴った KPI の設定・管理を行うべきである。また、例えば、以下の KPI を追加すべきである。

- 中小企業でのクラウドサービス利用率
- 法人の電子証明書取得数
- オンラインバンキング利用率
- 電子決済の利用率
- 国税関連帳簿書類の電子保存・スキャナ保存利用率、各種電子申請利用率
- 利用頻度が高い重点行政手続きオンライン利用率
- 主要施設・サービスでのキャッシュレス決済対応比率

(理由)

KPI は目標とその進捗を具体的に管理するために重要であり、適切な KPI が設定されるようにする必要があるため。

1.4 IT 利活用新法の制定

(規制改革と環境整備 (P28) 関連)

IT の利活用を推進するための法的措置については、「必要性についても検討」ではなく、「IT 利活用新法の制定に向けた検討を進める」、といったより積極的な表現に修正すべきである。また、当該新法の骨格として、デジタル・ファーストの原則、対面原則・書面交付原則の撤廃、IT 利活用促進のための既存制度・法令見直しの原則、IT の利活用を阻害する規制について民間からの意見を吸い上げる仕組みの設置、行政機関間の情報連携などを含めるべきである。

(参考) 本年5月14日に、「Japan Ahead」と題する提言を発表しており、IT 利活用新法の骨格を示しているので参考にしてください。

http://jane.or.jp/topic/detail?topic_id=360

(理由)

世界最高水準のIT 社会実現のためには、IT 活用を前提とした社会に変革する必要があるため。

以上